

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止のお知らせ  
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和7年8月4日

前橋地方法務局太田支局

登記官 東 有 子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第0702-2025-0006号	太田市北金井町558番
第0702-2025-0015号	太田市北金井町574番